

「もういいかい 火を消すまでは まあだだよ」をスローガンに、秋の全道火災予防運動が、10月15日から10月31日まで展開されます。この運動は、暖房機器の使用等により火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の高揚を図り、もって火災の発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的として実施されます。

10月15日から秋の全道火災予防運動

☆運動期間 平成26年10月15日(水)から10月31日(金)まで

☆強調期間 平成26年10月15日(水)から10月21日(火)まで
(期間中～午後9時に20秒間サイレンが吹鳴されます)

☆一般住宅立入検査 期間中、消防団員による立入検査を行います。

☆住民指導 地域子供会及び職場、行政区等各種団体で、防火映画の映写、避難訓練、消火器取扱い指導等の希望がありましたら浦幌消防署までご連絡下さい。

<住宅用火災警報器を設置、維持管理していますか？>

住宅用火災警報器は火災予防条例で新築、既存住宅ともに設置が義務化されています。皆様の住宅には住宅用火災警報器が設置されていますか？

【住宅用火災警報器って何？】住宅用火災警報器は、火災により発生する煙を感知し、音や音声により警報を発して火災の発生を知らせてくれる機器です。浦幌町内でも住宅用火災警報器によって、火災が防げた事例があります。

【住宅用火災警報器はどこにつける？】近年の住宅火災による死者の発生状況を経過別に見ると、逃げ遅れが最も多く、全体の約6割を占め、火災死者数は就寝時間帯の方が多くなっています。このため、必要最小限で効果の高いと考えられる場所として、寝室に住宅用火災警報器を設置することとされました。また、寝室が2階にある場合などでは、階段室にも設置することとされています。これは、階段室が火災による煙の集まりやすい場所であるとともに、2階などで就寝している方等にとっては、ほとんどの場合唯一の避難経路となるからです。

【住宅用火災警報器を維持管理していますか？】住宅用火災警報器が適切に機能するためには維持管理が重要です。「いざ」というときに住宅用火災警報器がきちんと働くよう、日頃から作動確認とお手入れをしておきましょう。

【詳しくは】設置に関するお問い合わせなどありましたら、浦幌消防署 予防係まで、お問い合わせ下さい (Tel 576 - 2419)

消防車両1台を払い下げます

日頃より消防行政につきましましては格別なご協力を賜り厚くお礼申し上げます。つきましては、次のとおり消防車両の払い下げを行いますので周知致します。

- ★払い下げ車両 小型動力ポンプ付水槽車 (タンク容量5000リットル)
- ① 消防車両名
- ② 初年度登録 昭和61年10月
- ③ 車名 ニッサンデューゼル
- ④ 型式 P1CP80H改
- ⑤ 車検 登録抹消しております (緊急車両としての要件を解除しております)
- ⑥ 一般公開 平成26年10月14日(火)から10月20日(月)まで、浦幌消防署庁舎裏にて一般公開致します。ご自由にご覧下さい。
- ★払い下げの方法 一般競争入札とします。
- ★条件
- ① 入札参加者は浦幌町在住者で、町税の滞納がない方に限ります。
- ② 平成26年11月4日までに代金を納入、完納後引渡しをするものとします。
- ③ 入札に必要な各種用紙は、浦幌消防署に用意しております。
- ④ 町税納入状況については、平成25年度納税証明書を入札日の前日までに提出してください。
- ⑤ 代理人が入札参加する場合は、委任状が必要となりますので、用紙受け取りの際に申し出ください。
- ★実施日時 平成26年10月23日(木)午前10時
- ★実施場所 浦幌町桜町15番地6 浦幌町役場 2F 中会議室
- ★当日持参するもの 印鑑、筆記用具、書類2通(入札参加申込書及び入札書)
- ★お問い合わせ 浦幌消防署警防課 (Tel 576・2419)

サイレン吹鳴のお知らせ

浦幌消防団第1分団の秋季消防演習を挙げるにあたり、サイレンを吹鳴致しますので、お

知らせします。

- 1 実施日 平成26年10月5日(日曜日)
- 2 吹鳴時間 団員召集 午前8時30分
演習開始 午前9時30分